

令和 4 年第 1 回臨時会

美 郷 町 議 会 会 議 録

令和 4 年 2 月 1 8 日 開会

令和 4 年 2 月 1 8 日 閉会

美 郷 町 議 会

令和 4 年 1 回美郷町議会臨時会会議録（第 1 日）

令和 4 年 2 月 1 8 日（金曜日）

◎開会日時 令和 4 年 2 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 開会
◎閉会日時 令和 4 年 2 月 1 8 日 午後 2 時 4 8 分 閉会

◎出席議員（11名）

1 番	若杉 伸児君	2 番	早川 節夫君
3 番	中田 武満君	4 番	兒玉 鋼士君
5 番	中嶋奈良雄君	6 番	川村 義幸君
7 番	那須 富重君	8 番	小路 文喜君
9 番	甲斐 秀徳君	10 番	川村 嘉彦君
11 番	山本 文男君		

◎欠席議員 な し

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 1 番 若杉 伸児君 2 番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 小田 広美君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	三桝 治君
総務課長	下田 光君	税務課長	甲斐 武彦君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	沖田 修一君
教育課長	石田 隆二君	地域包括医療局事務長	黒木 博文君
南郷地域課長	川野 一郎君	北郷地域課長	泉田 浩文君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 4 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 臨 時 会 議 事 日 程 (第 1)

令和 4 年 2 月 1 8 日
午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 仮 議 席 の 指 定

日 程 第 2 議 長 の 選 挙

令和 4 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 臨 時 会

追加議事日程（第 1 の追加 1）

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

1 番 早川 節夫 議員

2 番 若杉 伸児 議員

追加日程第 3 会期の決定

2 月 1 8 日 1 日間

追加日程第 4 副議長の選挙

追加日程第 5 議席の変更

追加日程第 6 常任委員の選任

追加日程第 7 議会運営委員の選任

追加日程第 8 発議第 1 号 議会改革等調査特別委員会設置に
関する決議

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第 9 発議第 2 号 議会広報広聴特別委員会設置に
関する決議

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第 10 発議第 3 号 国道 388 号整備促進特別委員会設置
に関する決議

提案理由説明、質疑、討論、採決

- 追加日程第 11 発議第 4 号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議

提案理由説明、質疑、討論、採決

- 追加日程第 12 入郷地区衛生組合議会議員の選挙

- 追加日程第 13 宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の選挙

- 追加日程第 14 日向東臼杵広域連合議会議員の選挙

- 追加日程第 15 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第 1 号）の報告について
報 告

- 追加日程第 16 同意第 1 号 監査委員の選任について

提案理由説明、採決

- 追加日程第 17 同意第 2 号 美郷町教育長の任命について

提案理由説明、質疑、討論、採決

- 追加日程第 18 承認第 1 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分（専決第 17 号）の承認を求めることについて

- 追加日程第 19 承認第 2 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分（専決第 2 号）の承認を求めることについて

提案理由説明、質疑、討論、個別採決

- 追加日程第 20 議案第 1 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算

(第 10 号)

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第 21 議員派遣について

追加日程第 22 閉会中の審査等の申し出について

会 議 録

令和４年２月１８日
午前１０時００分開議

【事務局長 小田 広美】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【事務局長 小田 広美】

おはようございます。議会事務局長の小田でございます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙の後でございますので通常の議会運営と違いますので、申し添えておきたいと思います。

臨時議長を紹介する前に、本臨時会の招集者であります町長より、御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【町長 田中 秀俊】

おはようございます。本日、美郷町第１回の議会臨時会ということで、初議会ですが御案内をさせていただきました。

議員の皆様１１名におかれましては、２月６日執行の選挙におきまして見事、御当選ということでありまして、本当におめでとうございます。

町民から付託を得たというふうに私のほうも解釈をいたします。この「付託」という言葉であります、改めて辞書を引いてみますと、「責任を持たせて任せる」ということですので、議員それぞれにおいて責任というものが付きまとうということであろうかと思っております。

そして、それをその責任を持っていろいろな形で執行していく、任されているのでそれぞれの立ち位置の中で、町民の福祉の向上のために頑張っていただくということになろうかと思っております。そのことは私自身も同じことが言えるのではなかろうかというふうに思うところであります。

実際、二代表制という形をとっておりますので、それぞれの立ち位置の中で代表であります。こちら執行側は行政執行機関であります、こちらのほうがいろいろな形で出して提案していきませんが、議会のほうは議事機関、そして議決機関であります。この２つの車を持って動かしていくわけですが、町民の福祉の向上のためには皆さんとともに議論を重ねていく必要があるというふうに思っております。アクセルを踏むときにはしっかりとアクセルを踏んでいただき、また、ブレーキをかけるときにはしっかりとブレーキをかけていただきたいなあとというふうに思っております。

美郷町が誕生して１６年目という話であります、選挙期間中にも言っておりますけれども青春時代であります。この青春時代をどう皆さんとともにかじを切っていくか、羽ばたけるか、その大事な時期に来ているのではなかろうかというふうに思っております。

ですので、多くの問題が山積み、山積しておりますが、それを皆様とともに丁寧に話しながら解決していくことこそが次の世代にバトン継承ができると、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

話は変わりますが、明日が二十四節気で言う雨水であります。雪が雨に姿を変える頃ということですが、梅の花も咲き何かしら心ウキウキということで、春になってきたかなあというふうに思っておりますが、心配なのはこのコロナウイルスであります。なかなか感染者数が止まらないということで、まん延防止等重点措置も3月6日まで延長ということになります。

美郷町は幸いにして多くの感染者は出ておりませんが、今後どうなるか予測はできません。しかし、備えることはできるということになります。ですので、町民一人一人が今までどおり予防を徹底していただき、また行政としてはワクチン接種を進めていくということになります。その中で、議会の皆様方におかれましてもお体を十分、御自愛いただきながら議会活動に頑張りたいというふうに思っております。これから4年間、本当に大切な重要な期間であると認識しておりますので、御指導、御協力をいただきながら、美郷町の発展のために頑張りたいと思いますのでよろしくお願いをいたしまして、簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局長 小田 広美】

ありがとうございました。

続きまして、このたび選挙におきまして、見事当選をされました議員の皆様方から自己紹介を仮議席1番のほうからお願いしたいと思います。若杉議員からよろしくお願いします。

【若杉 伸児】

おはようございます。若杉 伸児と申します。よろしくお願いします。

家は南郷上渡川、旧渡川小学校の跡にできておりますうなぎLABOの上辺になります。以前の仕事柄、南郷はもちろん北郷も隅々まで知っている自信があります。西郷は全く知りませんので、これから暇があったら西郷を回ってみようと思っています。よろしくお願いします。

【早川 節夫】

おはようございます。北郷の早川 節夫といいます。

私も、今回、このような仕事に就きまして、いろいろな経験をしてきましたのでその経験が活かせるいいかなと思っております。皆さんの力を借りて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

【中田 武満】

おはようございます。南郷鬼神野地区の中田 武満といいます。議員1年生ですので、皆さんの御指導を仰ぎながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

【兒玉 鋼士】

おはようございます。私、南高梅の産地の南郷水清谷出身の兒玉 鋼士でございます。

緊張した毎日を送っております。これから先、議員活動をしっかりやっていけるかどうか分かりませんが、なるべく皆様方の足手まといにならないように取り組んでいきたいと思っております。どうかひとつよろしくお願いします。

【山本 文男】

北郷の山本といいます。一人親方として30年ほど自伐型林業をやっております。よろしくお願いいたします。

【中嶋 奈良雄】

北郷の中嶋 奈良雄です。黒木地区の一番奥に住んでいます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

【川村 義幸】

おはようございます。2期目になりました川村 義幸です。よろしくお願いいたします。

これからもまた、皆様方にいろいろとお願いすること、また協力していただくことが多々あるかと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【川村 嘉彦】

西郷の川村 嘉彦であります。

家は、ちょうどニューホープセンターの裏側であります。ぜひ議員の皆様方、暇なときには寄っていただきたいと思います。2期目になりますので、よろしくお願いいたします。

【那須 富重】

おはようございます。南郷神門の那須 富重と申します。

3期目に入りまして、今回、選挙でいろいろな挨拶回りをしてきました。そこで新しい要望をたくさん聞いてまいりました。3期目にふさわしい活動をしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

【小路 文喜】

おはようございます。南郷の小路 文喜であります。よろしくお願いいたします。

【甲斐 秀徳】

おはようございます。最後の甲斐です。

議員生活も長くなりまして、西郷村議員を1期と今回で4期目で、5期目を迎えました。古参になりますけれども、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りながら一生懸命やっておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局長 小田 広美】

続きまして、執行部の幹部職員のほうから自己紹介をそれぞれお願いしたいと思います。

まず、副町長、教育長、総務課長、それから議員さんから向かって右のほうの課長、それからそれが終わりましたら左のほうにということでお願いいたします。

【副町長 藤本 茂】

おはようございます。副町長の藤本 茂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長 大坪 隆昭】

おはようございます。教育長の大坪です。どうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長 下田 光】

おはようございます。総務課長の下田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

【政策推進室長 沖田 修一】

おはようございます。政策推進室長の沖田 修一です。北郷出身になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画情報課長 田常 浩二】

おはようございます。企画情報課長の田常 浩二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【農林振興課長 松下 文治】

おはようございます。農林振興課長の松下 文治といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

【建設課長 林田 貴美生】

おはようございます。建設課長の林田 貴美生と申します。よろしくお願いいたします。

【税務課長 甲斐 武彦】

税務課長の甲斐 武彦と申します。よろしくお願いいたします。

【健康福祉課長 黒田 和幸】

おはようございます。健康福祉課長の黒田 和幸といいます。よろしくお願いいたします。

【町民生活課長 田村 靖】

おはようございます。町民生活課長の田村 靖と申します。よろしくお願いいたします。

【教育課長 石田 隆二】

おはようございます。教育課長の石田 隆二といいます。よろしくお願いいたします。

【地域包括医療局事務長 黒木 博文】

おはようございます。地域包括医療局事務長の黒木 博文です。よろしくお願いいたします。

【会計管理者 三桝 治】

おはようございます。会計管理者の三桝 治と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【南郷地域課長 川野 一郎】

南郷地域課長の川野 一郎と申します。よろしくお願いします。

【北郷地域課長 泉田 浩文】

おはようございます。北郷地域課長の泉田 浩文と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局長 小田 広美】

これより、議会等の構成を行いますので、執行部の方々には一旦、退席をお願いして休憩にします。

執行部の方につきましては、午前中に議会構成を行いまして、予定では午後1時から本会議を再開いたしますが、もしこの議会構成等で時間がかかった場合は、時間がずれ込んだりする場合は、またこちらのほうから御連絡をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、執行部の方は退席をお願いします。

(執行部 退席)

【事務局長 小田 広美】

それでは、再開をさせていただきます。

【事務局長 小田 広美】

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を担うということになっておりますので、ただいまここに座っております川村 嘉彦議員でお願いしたいと思います。

【臨時議長 川村 嘉彦】

それでは、再開させていただきます。

【臨時議長 川村 嘉彦】

ただいま紹介をいただきました川村 嘉彦です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

【臨時議長 川村 嘉彦】

ただいまの出席議員は11名であります。

ただいまから、令和4年第1回美郷町議会臨時会を開会します。

【臨時議長 川村 嘉彦】

報道機関各社による議場内の写真撮影願いが出ておりましたので、これを許可いたしました。

【臨時議長 川村 嘉彦】

それでは、本日の会議を開きます。

【臨時議長 川村 嘉彦】

本日の議事日程表は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

また、議員の皆さんには、あらかじめ申し上げますが、本日は議会タブレットによるペーパーレス議会といたします。

【臨時議長 川村 嘉彦】

日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席をもって仮議席といたします。

【事務局長 小田 広美）

議長。

【臨時議長 川村 嘉彦】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

議長選挙に先立ちまして、議会の調整の場として会議規則第１２８条に規定されています全員協議会を開催したいと思います。よろしくお願いします。

【臨時議長 川村 嘉彦】

ここで、しばらく休憩といたします。

（休憩：午前１０時１６分）

（再開：午前１０時４６分）

【臨時議長 川村 嘉彦】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【臨時議長 川村 嘉彦】

日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めていただきたいと思います。

（ 議場の出入口を閉める ）

【臨時議長 川村 嘉彦】

ただいまの出席議員は１１名であります。

【臨時議長 川村 嘉彦】

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に

仮議席１番、若杉 伸児議員、

仮議席２番、早川 節夫議員を指名いたします。

【臨時議長 川村 嘉彦】

投票用紙を配りますので、よろしくお願いいたします。
念のために申し上げます。
投票は、単記無記名です。間違わないようよろしくお願いいたします。

(投票用紙の配付)

【臨時議長 川村 嘉彦】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【臨時議長 川村 嘉彦】

投票用紙漏れなしと認めます。

【臨時議長 川村 嘉彦】

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

【臨時議長 川村 嘉彦】

異常なしと認めます。
ただいまから、投票を行います。
仮議席1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

【臨時議長 川村 嘉彦】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【臨時議長 川村 嘉彦】

投票漏れなしと認めます。
これで、投票を終わります。

【臨時議長 川村 嘉彦】

開票を行います。
仮議席1番、若杉 伸児議員、
仮議席2番、早川 節夫議員、
開票の立合いをお願いいたします。

(立会人・所定の位置につく)
(開 票)

【臨時議長 川村 嘉彦】

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票 11 票のうち、

山本 文男議員、4 票

那須 富重議員、4 票

甲斐 秀徳議員、2 票

小路 文喜議員、1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2.75 票であります。

山本 文男議員と那須 富重議員の得票数がいずれもこれを超えております。

両議員の得票数は、同数であります。

議員の得票数が同数でありますので、この場合には、地方自治法第 118 条の第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

【臨時議長 川村 嘉彦】

山本 文男議員、那須 富重議員が議場におられますので、くじを引いていただきたいと思います。

くじは、2 回引きです。

1 回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。

2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものであります。

くじは、抽せん棒で行います。

若杉 伸児議員及び早川 節夫議員、くじの立ち合いをお願いいたします。

(立会人・所定の位置につく)

【臨時議長 川村 嘉彦】

まずは、くじを引く順序を決めるくじを行います。

山本議員、那須議員、前に出てきてくじを引いてください。

(順番を決めるくじを引く)

【臨時議長 川村 嘉彦】

くじを引く順番が決まりました。

次は 1 番を引いた方が当選ということにさせていただきます。

順次、くじを引いてください。

(山本議員、那須議員 くじを引く)

【臨時議長 川村 嘉彦】

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、山本 文男議員が当選人と決定いたしました。

【臨時議長 川村 嘉彦】

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

【臨時議長 川村 嘉彦】

ただいま議長に当選されました山本 文男議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

【臨時議長 川村 嘉彦】

それでは、当選人の発言を許可します。

山本 文男議員。

【議長 山本 文男】

ありがとうございました。

先ほどの立候補の表明でも申し上げましたとおり、私は町民の一人お一人の声が今後の美郷町の未来を切り開いていくものと確信しております。町民目線を忘れず、しっかりとした議会運営に努めてまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【臨時議長 川村 嘉彦】

以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。新議長さんができましたので、交代をしたいと思います。どうもありがとうございました。

(臨時議長と新議長が交代)

【議長 山本 文男】

議長を交代いたしました。

ここで、しばらく休憩とします。

(休憩：午前11時 9分)

(再開：午前11時20分)

【議長 山本 文男】

全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

お手元に配付しております令和4年第1回美郷町議会臨時会追加議事日程表を日程に追加し、追加議事日程(第1の追加1)として、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、令和４年第１回美郷町議会臨時会追加議事日程（第１の追加１）として、議題とすることに決定しました。

【議長 山本 文男】

追加日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、議長が定めることとなっております。

お手元にお配りしました議席表のとおり指定します。

【議長 山本 文男】

追加日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、

１番、若杉 伸児議員、

２番、早川 節夫議員を指名します。

【議長 山本 文男】

追加日程第３、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日１日間に決定しました。

【議長 山本 文男】

ここでまた、全員協議会へ移行します。

暫時休憩します。

（休憩：午前１１時２３分）

（再開：午前１１時２８分）

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第４、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議場の出入口を閉める ）

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に

3番、中田 武満議員

4番、兒玉 鋼士議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙をお配りします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配付)

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投 票)

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

【議長 山本 文男】

開票を行います。

3 番、中田 武満議員

4 番、兒玉 鋼士議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人・所定の位置につく)

(開 票)

【議長 山本 文男】

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 10 票、無効投票 1 票です。

有効投票 10 のうち、

川村 嘉彦議員、8 票

小路 文喜議員、2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、2.75 票であります。

したがって、川村 嘉彦議員が副議長に当選されました。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

【議長 山本 文男】

ただいま副議長に当選されました川村 嘉彦議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

【議長 山本 文男】

それでは、当選人の発言を求めます。

川村 嘉彦議員。

【副議長 川村 嘉彦】

ありがとうございます。先ほど、申し上げましたとおり、私たちは地域の方々から期待されて投票をされた方々だというふうに思っております。そういった意味では、地域の方々の意見を聞きながら、町の発展のため、また美郷町の発展のため、地域の発展のために議会が一体となって進めていければなというふうに思っております。

先ほど、申し上げましたとおり副はあくまで議長の補佐でありますから、また皆さん方とのパイプ役でもあろうかと思えます。ですから皆さん方が意見の出しやすい、先ほど申し上げました雰囲気をつくって、今後、議会がますます発展いたしますように、御協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

【議長 山本 文男】

ここで、しばらく暫時休憩いたします。

(休憩：午前 11 時 40 分)

(再開：午後１２時３９分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第５、議席の変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更した議席は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。

【議長 山本 文男】

追加日程第６、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第８条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、しばらく休憩いたします。

(休憩：午後１２時４１分)

(再開：午後１２時４７分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【議長 山本 文男】

各常任委員会で正・副委員長が決定しました。互選の結果を報告いたします。

総務厚生常任委員長に中嶋 奈良雄議員

副委員長に甲斐 秀徳 議員

文教産業常任委員長に那須 富重議員

副委員長に兒玉 鋼士議員

以上のとおりであります。よろしくお願いします。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩いたします。

(休憩：午後１２時４９分)

(再開：午後 12 時 54 分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指定したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

また、議会運営委員会で正・副委員長が決定しました。互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に中嶋 奈良雄議員

副委員長に那須 富重 議員

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

追加日程第 8、発議第 1 号 議会改革等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提出議員より説明を求めます。

【5 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

5 番、中嶋 奈良雄議員。

【5 番 中嶋 奈良雄】

発議第 1 号 議会改革等調査特別委員会設置に関する決議について、説明を行います。

本案は、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出するものです。

議会改革等調査委員会については、平成 29 年第 4 回定例会において、議員定数の削減を提案し、決議し 4 年が経過しました。

しかしながら、この問題を含めまだまだ検討するべきことがあることから、同定例会で美郷町議会改革継続についての決議を、併せて決議決定したところです。

このことを踏まえまして、改選後の議会においても継続して特別委員会を設置し、調査・研究を行うこととするものです。

特別委員会の概要については、名称を継続して議会改革等調査特別委員会とし、議会改革等に関する調査・研究を行うことを目的に、委員会の定数を10名、審査期間を議決の日から、議会が調査終了を議決するまでとして、併せて、議会の閉会中も継続して審議できるようにするという設置の提案です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号 議会改革等調査特別委員会設置に関する決議の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、発議第1号 議会改革等調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

なお、設置期間は議員の任期が終了するまでとし、閉会中も調査・研究等の活動ができることとしました。

【議長 山本 文男】

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、お配りの名簿を確認ください。

【事務局長 小田 広美】

議長。

【議長 山本 文男】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

議会の改革特別委員会は、もう議長を除く全員の議員さんです。それで承諾をお願いしたいと思います。

この後、この互選によりまして、議会改革の委員長、副委員長を決めていただきたいのですが、この場でよろしいでしょうか。この場で決めていただくということです。

【議長 山本 文男】

引き続き、議会改革等調査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

【議長 山本 文男】

ここで暫時休憩とします。

(休憩：午後 1 時 0 0 分)

(再開：午後 1 時 5 分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革等調査特別委員会委員長に川村 義幸議員

副委員長に甲斐 秀徳議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

追加日程第 9、発議第 2 号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提出議員より説明を求めます。

【5 番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

5 番、中嶋 奈良雄議員。

【5 番 中嶋 奈良雄】

発議第 2 号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議について、説明を行います。

本案は、議会規則第 14 条第 1 項及び 2 項の規定により提出するものです。

広報広聴の充実を図ることで住民に開かれた議会を目指すため特別委員会を設置し、調査行動を行うものです。

特別委員会の概要については、名称を議会広報広聴特別委員会とします。

目的については、美郷町議会だよりの編集・発行及び議会のホームページへの情報掲載など議会広報に関する調査・研究。

町民との意見交換会の開催、企画及び調整。

その他（議会中継を含む）広報広聴に関する調査・研究。

委員の定数は１０名。

審査期間を決議の日から令和８年２月１１日まで（議員の任期が終了するまで）とする。併せて、議会の閉会中も継続して審議（調査・研究等の活動）できるものとするという設置の提案です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、決定頂きますようお願いいたします。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第２号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、発議第２号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

なお、設置期限は議員の任期が終了するまでとし、閉会中も調査・研究等の活動ができることとしました。

【議長 山本 文男】

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、お配りの名簿を確認ください。

委員会条例第8条第4項の規定及び全員協議会で確認しましたように、議長を除く10名を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、特別委員は議長を除く10名を選任することにしました。

【事務局長 小田 広美】

議長。

【議長 山本 文男】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

今度は委員長、副委員長の互選なんですが、これにつきましては総務の正・副委員長が兼ねることになっておりますので、よろしくお願いします。それを頭に置いてください。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

すみません、せめて議案書くらいは配付してもらえませんか。発議はしよるっですけど、こっちには何もない状態で聞いてるんですよ。今度、発議第3号ですよ。ちょっと聞くばかりじゃあちょっと。お願いします。

【事務局長 小田 広美】

議長。

【議長 山本 文男】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

はい、すみませんでした。

それでは、今、広報広聴の発議を送っております。それをちょっと見てください。

よろしいですか。

【議長 山本 文男】

議会改革等調査特別委員会で正・副委員長が決定しました。

互選の結果を報告いたします。

議会広報広聴特別委員会委員長に中嶋 奈良雄議員

副委員長に甲斐 秀徳 議員

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

追加日程第10 発議第3号 国道388号整備促進特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提出議員より説明を求めます。

【7番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7番、那須 富重議員。

【7番 那須 富重】

それでは、発議第3号の提案理由を述べさせていただきます。

発議第3号 国道388号整備促進特別委員会設置に関する決議について、説明を行います。

本案は、議会規則第14条第1項及び2項の規定により提出するものです。

国道385号の整備促進は、合併後の町民の一体感の醸成を含めた継続した課題でもあります。中でも、美郷トンネルの開通は人の交流も含め活性化に一躍を担っていることは皆さん、御承知のとおりであります。

国・県の配慮により美郷町内の国道整備も着実に進んでおりますが、特に、門川町から美郷町北郷区間の改良、美郷町南郷から椎葉村間の改良など、残された区間の整備も急務であります。これらのことを踏まえて、特別委員会の設置を提案するものです。

特別委員会の概要については、名称を国道388号整備促進特別委員会とします。

目的については、国道385号の早期改良整備促進、委員の定数を10名。

審査期間を議決の日から令和8年2月11日まで（議員の任期が終了するまで）とする。併せて、議会の閉会中も継続して審議（調査・研究等の活動）できるものとするという設置の提案です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【 8 番 小路 文喜 】

議長。

【議長 山本 文男】

8 番、小路 文喜議員。

【 8 番 小路 文喜 】

先ほどの報告の中で、ところどころ聞き間違いかもしれませんが、「385号」という言葉が出てきて、ちょっと分からないんですが、まさかないですよね、そのような国道は。ちょっと確認です。

【事務局長 小田 広美】

議長。

【議長 山本 文男】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

「385号」と言ってしまったんですね。だから「388号」でお願いします。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号 国道388号整備促進特別委員会設置に関する決議の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、発議第３号 国道３８８号整備促進特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

なお、設置期限は議員の任期が終了するまでとし、閉会中も調査・研究等の活動ができることとしました。

【議長 山本 文男】

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、お配りの名簿を確認ください。

委員会条例第８条第４項の規定及び全員協議会で確認しましたように、議長を除く１０名を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【事務局長 小田 広美】

議長。

【議長 山本 文男】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

すみません、この議員１０名につきましては、議長を除く全議員さんが委員ということでお願いしたいと思います。

それから、正・副委員長につきましては、文教産業委員長と副委員長がこの３８８号の特別委員長、副委員長になるということで、申合せ事項で決まっております。以上、報告です。

【議長 山本 文男】

したがいまして、特別委員は議長を除く１０名を選任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

国道３８８号整備促進特別委員会で正・副委員長が決定しました。

互選の結果を報告いたします。

国道３８８号整備促進特別委員会の委員長に那須 富重議員

副委員長に兒玉 鋼士議員。

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

追加日程第１１、発議第４号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案について、提出議員より説明を求めます。

【７番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

7 番、那須 富重議員。

【7 番 那須 富重】

発議第 4 号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議について、説明を行います。

本案は、議会規則第 14 条第 3 項の規定により提出するものです。

平成 31 年にこの特別委員会を設置以降、4 年間にわたり担当課である企画情報課、第三セクターの担当者より、株式会社南郷温泉の債務超過の解消と株式会社レイクランド西郷も含めた経営改善策等の説明を受けてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により休業もあり厳しい経営を強いられ、今後、将来的な改善策の方向性を見いだすために、議会においてもまだ継続的にこの第三セクターの問題について積極的に詳しく調査・研究を行う必要があると判断したことから、特別委員会を設置し調査・研究を行うものです。

特別委員会の概要については、名称を第三セクター調査特別委員会とします。

目的については、第三セクター株式会社南郷温泉及び株式会社レイクランド西郷の経営等の関する調査・研究、委員の定数を 10 名。

審査期間を決議の日から令和 8 年 2 月 11 日まで（議員の任期が終了するまで）とする。併せて、議会の閉会中も継続して審議（調査・研究等の活動）できるものとするという設置の提案です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 「なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第 4 号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議の採決を

行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、発議第4号 第三セクター調査特別委員会設置に関する決議は、原案のとおり可決されました。

なお、設置期限は議員の任期が終了するまでとし、閉会中も調査・研究等の活動ができることとしました。

【議長 山本 文男】

引き続き、特別委員の選任を行います。

特別委員の選任については、お配りの名簿を確認ください。

委員会条例第8条第4項の規定及び全員協議会で確認しましたように、議長を除く10名を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、特別委員は議長を除く10名を選任することに決定しました。

第三セクター調査特別委員会で正・副委員長が決定しました。

互選の結果を報告いたします。

第三セクター調査特別委員会委員長に那須 富重議員

副委員長に兒玉 鋼士議員

以上のとおりであります。よろしくお願いいたします。

【事務局長 小田 広美】

議長。

【議長 山本 文男】

事務局長。

【事務局長 小田 広美】

第三セクターにつきましても、皆さん10名が委員ということでお願いします。

それから、正・副委員長につきましては、文教の正・副委員長ということで申合せ事項で決まっております。

よろしくお願いいたします。

【議長 山本 文男】

追加日程第１２、入郷地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条の第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、選挙にお方法は指名推選で行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定しました。

入郷地区衛生組合議会議員に中嶋 奈良雄議員と
甲斐 秀徳 議員を指名します。

【議長 山本 文男】

ただいま議長が指名しました中嶋 奈良雄議員と甲斐 秀徳議員を入郷地区衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名した中嶋 奈良雄議員と甲斐 秀徳議員が入郷地区衛生組合議会議員に当選されました。

【議長 山本 文男】

ただいま入郷地区衛生組合議会議員に当選されました中嶋 奈良雄議員と甲斐 秀徳議員が議場におられます。会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をします。

【議長 山本 文男】

続きまして、追加日程第１３、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、選挙にお方法は指名推選で行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に那須 富重議員と

兒玉 鋼士議員を指名します。

【議長 山本 文男】

ただいま議長が指名しました那須 富重議員と兒玉 鋼士議員を宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した那須 富重議員と兒玉 鋼士議員が宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に当選されました。

【議長 山本 文男】

ただいま宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に当選されました那須 富重議員と兒玉 鋼士議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

【議長 山本 文男】

続きまして、追加日程第14、日向東臼杵広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定しました。

日向東臼杵広域連合議会議員に山本 文男議員と

中嶋 奈良雄議員を指名します。

【議長 山本 文男】

ただいま議長が指名しました山本 文男議員と中嶋 奈良雄議員議員を日向東臼杵広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました山本 文男議員と中嶋 奈良雄議員議員が日向東臼杵広域連合議会議員に当選されました。

【議長 山本 文男】

ただいま日向東臼杵広域連合議会議員に当選されました山本 文男議員と中嶋 奈良雄議員議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

【議長 山本 文男】

ここで、しばらく休憩といたします。

【議長 山本 文男】

2時再開でよろしいでしょうか。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩：午後 1時32分)

(再開：午後 1 時 5 4 分)

【議長 山本 文男】

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1 5、報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第 1 号）の報告について。

このことについて、町長から報告があります。

これを許可します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

ただいま正・副議長が決まったということで、議長が山本 文男議員、そして副議長が川村 嘉彦議員ということであります。この 2 年間でありますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第 1 号）の報告について提案理由を申し上げます。

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分をした後、議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、報告第 1 号の報告を終わります。

追加日程第 1 6、同意第 1 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、早川 節夫議員の退場を求めます。

(早川 節夫議員 退場)

【議長 山本 文男】

ただいま議題となっています同意第 1 号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第1号 監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条により、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員を議会の同意を得て選任するものとされております。

現在本町では、2名が監査委員としてその職務に従事されておりますが、このうち議会選出として選任されている1名が町議会議員の任期満了となり欠員となりましたので、北郷地区在住の早川 節夫議員を議会選出の監査委員として選任したく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めるものであります。

早川氏は識見も高く人格高潔で最適任者であることから、議会選出の監査委員として選任したいので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、委員の任期は、令和4年2月19日から議員の任期満了日である令和8年2月11日までの4年間となります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は、質疑と討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認め、質疑と討論を省略し、ただちに採決を行うことに決定しました。

これから、同意第1号 監査委員の選任について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがって、同意第1号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、早川 節夫議員の入場を許します。

(早川 節夫議員 入場)

【議長 山本 文男】

追加日程第17、同意第2号 教育長の任命についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、大坪 隆昭教育長の退場を求めます。

(大坪 隆昭教育長 退場)

【議長 山本 文男】

ただいま議題となっています同意第2号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第2号 美郷町教育長の任命について提案理由を申し上げます。

本案は、現教育長である大坪 隆昭氏の任期が令和4年2月20日をもって満了となるため、再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、議会の同意を求めるものであります。

大坪氏におかれましては、今後も美郷町の教育長として長年培った教育行政の豊富な経験を生かしながら、リーダーシップを取っていただける人材として高い見識を有していると認められることから、引き続き教育長として任命したいので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は、令和4年2月21日から令和7年2月20日までの3年間となります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

同意第2号について、質疑を行います。

美郷町では、この2年の間に4名の方が亡くなっております。御冥福をお祈りしたいと思います。このような状況をはたから見ると、尋常なのかなと思いながら見ておるところであります。そんな中で、3人目の教育委員会所属の職員の方が亡くなられたんですけども、その2名の方が亡くなった後の何か対策が教育委員会内で行われておったのかどうかということは、私は非常に大きいんじゃないかというふうに思うんですけども、そこ辺の対応はどうなったのか。

1つ、議長にお願いですけど、私はこれで態度を決めるんですけども、そっちの

答弁と教育長の答弁とそごが生じるといけないのかなという気持ちがありますので、そのところも含めて答弁をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

本当に残念なことというか、そういう事態が起こったというのは全責任である私の責任かなあというふうに考えておるところであります。

職員を預かる者として、いろいろな形の中でその後というかメンタルケア、いろいろな形の中で保健所を交えながら、そして、管理職を集め、その中でしっかりとした体制。そしてまた、それぞれの職員に対しての目配り、気配りをずっとするよというということでお願いをして今日に至っておるところです。

なかなか毎年、毎年、いろいろな検査をしていくんですが、その中でやはり少し問題があるかなあという職員に関してはお医者さんを紹介しながら、やはりそこ辺のケアをしていくということが常道でありますので、そういう中でやってきたということではありますが、それにもかかわらずこういうことで亡くなったということは本当に残念なことでもあります。その後、こういうことが二度と起こらないようにということで、しっかりとしてきた経緯はあります。

教育委員会自体としてそういう形の対処はどうかと聞かれたときには、ちょっともうこれは含めて職員の問題だという職員のありようというか、こちらの問題かなという部分もありましたので、そこ辺の詳しい内容は総務課長がある程度、指示をされておりますので、そちらのほうに少し答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【総務課長 下田 光】

議長。

【議長 山本 文男】

総務課長。

【総務課長 下田 光】

その件に関しましては、事件が発生してから職員を対象に一般職、管理職、そういう方面を対象にしたメンタルヘルスの研修というものをプロのそういう専門家の方に来ていただいて職員研修を行ってきたところです。これまでもメンタルヘルスの研修も実施はしてきてたんですけど、全職員を対象にはしておらずそういう状況でありましたけれども、今回に限っては、今年度はもう全職員を対象にそういう研修も実施してきたところでございます。

町長が言われたとおり、これまでもストレスチェックとかそういう部分はずっと全職員を対象にやってきたんですけども、なかなかそれだけではちょっと分かりづらいところというか発覚できないところもあって、実際に亡くなった職員の中身を確認してもそういう状況ではなかったということで確認をしております。

万が一そういう対象者がいたときには、産業医の面談とかも行いながら実施してきたところでございますけれども、そういう事態が発生したということでもあります。

今後もそういう研修については、メンタルヘルスの研修については引き続き、充実した研修を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【８番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

８番、小路 文喜。

【８番 小路 文喜】

ちょっとさっき聞きたかったのは、３人目の方の事故が起こるという前に、その間がどうであったかというところが非常に気になっているところなんですね。だからしかるべく対応したならば、３人目は防げたのかなと。そこのところ経緯の中でどういう取組をやられたのか。今のは恐らく現時点も含めたずっと長い間の取組だと思うんですけど、３人目の方までの経緯のところ、もう一回、すみませんが説明をお願いしたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

３名の方の事前の様子という話でしょうか。それとも３人目の、結局、亡くなられた方が去年の９月と１０月ということでもあります。９月９日と１０月１０日だったと思うんですけど、１か月の間に２人の方が亡くなったと。いろいろな形で聞いてみますと、そういう兆候はなかったというふうに聞いております。

ですので、いろいろな形で見てることは上司も見てたということなんですが、そういう変わった兆候というものとは全然なかったという話の中で聞いておりますので、なぜそうなったのかという部分が非常に分かりづらいということでは聞いておるところであります。

以上です。

【８番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

８番、小路 文喜。

【８番 小路 文喜】

分かりにくいことだし私が知っておる事実も、何か教育委員会の方については休

みが要るとか、4人目の方については周りに大変な状況を漏らしておったということも聞いておるんですけど、直接、聞いてませんからもう何とも言えないんですけどね。

私が一番言いたかったのは、2人亡くなった後に、そのときからの気合の入れようが本当にこの美郷町の役場関係の職場がみんなメンタル的にきちっと管理されておるのかと。パワハラ、セクハラ、モラハラ、いろいろなことが起こる中で、やられとるかどうかのチェックがされたかどうかのところが一番、私は聞いたかったんですけど、それはもうそれでそういうことになりますが。

今言ったように、兆候がなかったという話は私の知る限りでは若干、情報が違うなというふうに思っておるところであります。どうしたってもうこれ以上、犠牲を出すわけにはいけませんので、やはりメンタル関係はしっかりやっていただいて、「そんな事実はなかった」という言い方で終われるようなものなのかどうかも含めて、しっかりやっていただきたいなと思います。

私が教育長問題でこの話をしてるのは、今日もちょっと見てましたら、子供が死んだ話があって、それから旭川の自殺の事件。あのときも学校の校長の対応というか、教頭だったですかね。「加害者にも未来があるから」という形で、もう亡くなった方は仕方ないみたいな話をされてたのが記事になってたんですけど、そういうふうに職員が扱われるというのは、私としては許されんだろうと思います。そのことを今後のメンタル対策の強化を求めて質疑を終わります。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号 教育長の任命について、採決を行います。

この採決は会議規則第82条第1項の規定及び申合せにより無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は11名であります。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に

5番、中嶋 奈良雄議員

6番、川村 義幸 議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙をお配りします。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

また、会議規則第84条の規定「白票の取扱い」にありますように、「賛否を表明しない投票」及び「賛否が明らかでない投票」は「反対」として取り扱いますので、申し添えます。

(投票用紙の配付)

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から議席順に投票願います。

(投 票)

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

【議長 山本 文男】

開票を行います。

5番、中嶋 奈良雄議員

6番、川村 義幸 議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人・所定の位置につく)

(開 票)

【議長 山本 文男】

選挙の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票 11 票のうち、

賛 成 10 票

反 対 1 票

反対のうち白票はゼロ票でした。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号 教育長の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、大坪 隆昭教育長の入場を許します。

(大坪 隆昭教育長 入場)

【議長 山本 文男】

追加日程第 18 承認第 1 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分（専決第 17 号）の承認を求めることについて

追加日程第 19 承認第 2 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分（専決第 2 号）の承認を求めることについて

【議長 山本 文男】

お諮りします。

関連がございますので、承認第 1 号と承認第 2 号の 2 件を一括議題にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、2 件を一括議題とすることに決定しました。

2 件につきまして、順次、提案理由の説明と求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、承認第 1 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分（専決第 17 号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,676万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億9,520万4,000円とするものです。

主に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として子育て世帯への臨時特別給付金を令和3年内に支給するための予算であり、速やかに予算化し執行する必要があるため計上するものであります。

歳入につきましては、国庫補助金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億8,757万7,000円を追加し、財政調整基金繰入金を81万円減額いたしました。

続いて、歳出について説明いたします。

総務費に116万3,000円を追加しました。これは電算システム管理費の非課税世帯への臨時特別交付金支給に係るシステム改修費115万5,000円、1月からの会計年度任用職員更新に係る人件費8,000円を追加しました。

民生費に1億8,560万4,000円を追加をいたしております。

社会福祉費に住民税非課税世帯等に対する子育て臨時特別給付金及び送金手数料として1億2,934万3,000円、児童福祉総務費に18歳未満の子供を対象とした子育て世帯臨時特別給付金及び送金手数料として5,626万1,000円をそれぞれ追加しました。

これにより、令和3年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ87億9,520万4,000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

続きまして、承認第2号、令和3年度美郷町一般会計補正予算（第9号）の専決処分（専決第2号）の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億1,320万4,000円とするもので、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、県内全市町村へ時間短縮営業の要請が行われたことにより、1月25日から2月13日までの間、営業時間短縮を行った町内の飲食店への協力金と飲食店以外で影響を受ける町内商工業者に対し支給する商工業緊急支援給付金であり、速やかに予算化し執行する必要があるため計上するものであります。

歳入につきましては、県支出金の感染症対策休業要請等協力金事業補助金1,134万円を追加し、財政調整基金繰入金に666万円を追加しました。

続いて、歳出について説明をいたします。

商工費に1,800万円を追加しました。これは町内の対象店舗25店舗に対し、県の積算基準単価に要請期間二十日に乗じて算出した1,500万円と商工業者30事業者に対する上限10万円の給付金300万円であります。

これにより令和3年度一般会計の総額は歳入歳出それぞれ88億1,320万4,000円となりました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

承認第1号と承認第2号の2件につきまして、一括して質疑を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、2件を一括して質疑を行うことに決定しました。

これから、2件を一括して質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いいたします。

8号も9号もコロナ禍で苦労されておる皆さんにとっては非常にいい制度だと思います。そのことにはもう御異議ないんですけども。

1つは、承認第1号であります。

専決日が12月15日になっておりますけども、なぜ専決をなされたのか、どういった事情があったのかお伺いします。

それから、ちょっと議案が手元にないから。

説明書の1ページだったと思うんですけども、御存じのとおり世帯単位でお金を配ることもあって、DVの世帯などは子供やら家に届かないという事情があるようでありますので、そういったことも十分、支給に当たっては調査がなされておるのかどうかということです。

それから、同じく説明書の2ページのところでですけども、対象の児童生徒に必ず届くような、現金は直接は行かんでしょうけども、要するに伝わるような調査手続がやられておるのかどうか。

それから、承認第2号は、この時短、緊急支援共に大体、美郷町内のほとんど全ての業者が救済されると、そういうふうを考えていいものかどうかをお伺いします。

それから、ちょっとこのまん延防止等重点措置から確認したいんですけども、南郷温泉は今、夜は7時で閉めるという放送が流れておりましたけども、レイクランドのホームページを見ますと8時になっております。まん延防止ならもうちょっときちっと町内のそういう事業所の在り方も、これはもうホームページだけですから何とも言えないんですけども、そこ辺の管理がどういうふうにやられとるのかをお伺いします。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

多々、質問がありましたので、詳しい内容は担当課長のほうから説明をさせていただきます。

町民生活課長、いいですかね。

【町民生活課長 田村 靖】

議長。

【議長 山本 文男】

町民生活課長。

【町民生活課長 田村 靖】

初めに、専決をした理由ですけれども、マスコミ等で御存じのとおりこれは政府の方針が一転、二転した事情もございまして、最終的に岸田総理が一括支給を認めると表明したのが12月13日でございました。年内に支給をできるだけ行っていたきたいということでしたので、15日をもって専決をさせていただいたところでございます。

それから、DV関係ですけれども、この給付金は支給した後に例えば、DVで避難している母親がもらえないという問題が発生をしております、実は昨日、それに関して国から通知がございまして、「しかるべき対応をします」ということです。

ただし、まだ実施要綱が来ておりませんので、実施要綱が届き次第、必要な事務を進めたいと考えております。

それから、この給付金が確かにその子供のところに、子供がその恩恵を受けるようなしっかりとそのようになったのかという調査でございますけれども、国からはそのような調査はございません。支給口座、指定された口座に送金した時点で一旦、市町村の事務は終了しているところでございます。

以上です。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

お尋ねの専決2号についてですけれども、専決2号に上げられておりますように時短要請の協力金につきましては、ここに上げられておりますように町内のいわゆる飲食業と呼ばれる方25店舗、この全ての店舗に対して支給すべく予算を計上しているものでございます。

また、商工業の緊急支援給付金についてですけれども、これもこれまで今年の4月、5月、8月、9月のそれぞれ緊急事態宣言等の折に同様の措置を講じてきたわ

けですけれども、これにつきましてもここに掲げられている業種の方につきましては全てを拾い上げるということでの予算計上をしているところでございます。

それから、温泉の時間短縮についてですけれども、南郷温泉のほうから時間短縮については話がございまして、会社の判断ということで7時までということで、町としても容認したところでございます。

といいますのが、1月以降の入湯者数を時間ごとに報告を受けまして、7時以降の入湯者数というのがもう数えるほど、1名か2名しか7時以降に入湯されている方はいないという実態を基に、株式会社南郷温泉としても時間短縮に踏み切ったようでございます。

その同様の内容を株式会社レイクランド西郷のほうにも伝えたところ、レイクランド西郷につきましては、7時以降の入湯者がかなりおられるということもあって、第三セクター同士で時間のずれが出たんですけれども、これはもう会社のそれぞれの判断ということで南郷温泉の7時の短縮というものを町としても認めたということですけども、報告を受けたということでございます。

以上です。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜。

【8番 小路 文喜】

専決の話は承認第2号は入っておりませんので第1号なんです。

ちょっと第1号の話を、専決の話を聞いたのは、改めて総務省の見解を読んでも、議会が集まらないので成立しないとか、議会が議決をしないとか。「議会が成立しない場合」、あるいは「緊急を要する場合」という非常に限定的な形でしか専決処分はなされてはならないわけであります。

仮に12月15日に召集をかけて採決をすれば採決できたはずだという、このところをちょっと整理をしたいんですね。やはり専決というのは例外中の例外ですから、本当にそういう議員の皆さんを含めて案内をして、しかるべく対応をとったかどうかというのは何となく議会を開く暇がないから専決を行ったという感じがこの12月15日という日にちを見たときに私は感じたもんですから、そこでちょっと聞いたところでありますけども、そのところは専決のありようについては、今、申し上げたことで間違いはないと思うんですけど、ぜひ確認をお願いしたいと思います。

それから、対象児童生徒に対しては指定口座に振込みということがあったんですね、向こうのほうから。指定口座というのは本人の申請という表現でしょうか。そういう理解でいいなら、それはもうそれだけのことだろうと思います。

分かりました。

それから、温泉の話はやはりまん延防止の観点から、そこは温泉のことで中身は分かりませんが、時短を決めたらいいという話であったというふうに思っておったもんですから指摘をしたんですけども、ただ、町内の事業所内で時間のずれがあるというのはちょっとやはり整理をする必要があるのかなという感じは持っておるところであります。

大体、分かりましたので、専決の在り方のところのところだけ、もう一回ちょっと何かしかるべき人からの答弁をいただきたいと思います。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議員おっしゃるように専決処分の内容というのはそういう暇がないとか、緊急を要するとか、そういう形において専決処分が認められているということですが、今回の場合、早急に令和3年中にそれぞれの御家庭のほうにという話の中で緊急を要すると判断をしたところであります。

今後、議員おっしゃるようにそれが本当に緊急を要する、暇がないとか、そういうものをしっかり審議した中で、御足労をいただいて臨時会を開いて、「これ1本ですけど」という話の中で議案を補正なりそういう形で対処していきたいと思っておりますので、今後、そのありようをしっかりと検討して専決はやっていきたいと、そういうふうに思うところであります。

以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

承認第1号と承認第2号の2件を一括して討論を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括して討論を行うことに決定しました。

これから2件を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第8号）の専決処

分（専決第１７号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、承認第１号 令和３年度美郷町一般会計補正予算（第８号）の専決処分（専決第１７号）の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

続きまして、追加日程第１９、承認第２号 令和３年度美郷町一般会計補正予算（第９号）の専決処分（専決第２号）の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立全員 ）

【議長 山本 文男】

起立全員であります。

したがいまして、承認第２号 令和３年度美郷町一般会計補正予算（第９号）の専決処分（専決第２号）の承認を求めることについては原案のとおり可決されました。

【議長 山本 文男】

追加日程第２０、議案第１号 令和３年度美郷町一般会計補正予算（第１０号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第１号 令和３年度美郷町一般会計補正予算（第１０号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１，７２５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を８８億３，０４５万４，０００円とするもので、まん延防止等重点措置の３月６日までの延長を受けて時間短縮営業を行う町内の飲食店への協力金と影響を受ける町内の商工業者に対する支援金について追加計上するものであります。

補正の内容について、まず歳入から説明をいたします。

県支出金に商工費県補助金の感染症対策休業要請等協力金事業補助金1,190万7,000円の追加、繰入金には財政調整基金繰入金に534万3,000円を追加しました。

続きまして、歳出について説明をいたします。

商工費に1,725万円を追加しました。新型コロナウイルス感染症対策時間短縮営業要請等協力金1,575万円の追加、感染症防止対策支援金150万円を追加するものです。

これにより令和3年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ88億3,045万4,000円となりました。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

【8番 小路 文喜】

議長。

【議長 山本 文男】

8番、小路 文喜議員。

【8番 小路 文喜】

お伺いします。

説明書の中に町単4店舗252万円とあるのは、ちょっと理由が書いてないので説明をお願いします。

【企画情報課長 田常 浩二】

議長。

【議長 山本 文男】

企画情報課長。

【企画情報課長 田常 浩二】

町単分4店舗についてですけれども、本来、県の今回要請されている事項につきましては、営業を午後8時まで、それから終日のアルコールの提供をしないということが県の要請内容でございます。

この4店舗というのは夜の営業を日常から行っていない店舗でございまして、昼のみの営業をしているのが4店舗だということでございます。

ただし、本来これは協力金という内容ではあるものの飲食店への支援という一面も持っておりますので、同じ飲食店同士で4店舗と21店舗に差が出るというのはいかがなものかということで、町の独自の支援ということで昼のみの営業をしている店舗につきましても同様の措置をとるという予算を計上させていただいたもので

ございます。
以上です。

【議長 山本 文男】

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから、議案第1号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。
この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

【議長 山本 文男】

起立全員であります。
したがって、議案第1号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決しました。

【議長 山本 文男】

次に、追加日程第21、議員派遣についてを議題とします。
会議規則第129条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは、「議会の議決でこれを決定する」となっております。令和4年3月までの議会を代表する各種委員につきましては、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。
なお、日時、場所等については、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがって、議会を代表する各種委員は、別紙のとおり専任することに決定しました。

【議長 山本 文男】

追加日程第２２、閉会中の審査等の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれ申出が提出されております。

お諮りします。

会議規則第７５条の規定により、閉会中の審査の申出がありました。申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査については、申出のとおり決定しました。

【議長 山本 文男】

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和４年第１回美郷町臨時会を閉会いたします。

【事務局長 小田 広美】

「一同起立・礼」・・・・お疲れさまでした・・・・。

(閉会：午後 ２時４８分)